

検察人事への内閣の介入を可能にする検察庁法改定案の 審議入り強行に抗議し、同法案の撤回を求めます

5月8日、安倍内閣は衆議院内閣委員会で「検察人事に内閣が露骨に介入することを可能にする『検察庁法改定案を含む国家公務員法等改定案』の審議入り」を強行しました。コロナ禍から国民の命と暮らしと健康、そして生業をどう守るかに全力を挙げるべき時に、審議入りを強行したことはまさに「火事場泥棒」以上の暴挙と言わざるを得ません。日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（日本 AALA）は、与党の審議入り強行に抗議するとともに同法案の撤回を強く求めます。

今回の改定案は、黒川弘務東京高検検事長の勤務を延長するために、法解釈を歪めて黒川氏の勤務延長を閣議決定しましたが、それに合わせて法案を変えるものです。こんなことが許されるならば司法作用を行う検察に政治の恣意的な介入を可能にし、「司法の独立性を確保することができなくなることは明らかです。

8日までに、1500人の弁護士が「検察庁法改定案反対の弁護士共同アピール」を発表しました。「アピール」は、「そもそも、検察官の勤務延長を政府の判断で可能とすること自体、政府による検察官の人事への介入を招きやすく、検察官の職務の政治的中立性と独立性が損なわれる恐れがある。」述べ、「私たち弁護士は……本件勤務延長の閣議決定の撤回を求めるとともに……検察官の定年ないし勤務延長にかかわる特例措置の部分に強く反対する。」と声明しています。また、インターネット上では「#検察庁法改正法案に抗議します」のツイートが500万件以上になっています。著名な知識人、俳優、歌手、落語家などを初め多くの国民が抗議の声を上げています。

日本 AALA は、安倍内閣が法案審議の強行をやめ、法案を撤回することを改めて強く求めるものです。

2020年5月11日
日本アジア・アフリカ。ラテンアメリカ連帯委員会
〒160-0022 新宿区新宿 2-11-7 第33宮庭ビル